

## 国と地方の協議の場の運営に要する経費の負担について

〔平成 23 年 6 月 13 日  
国と地方の協議の場決定〕

国と地方の協議の場に関する法律（平成 23 年法律第 38 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づく国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）の運営に要する経費の負担については、以下のとおりとする。

- 1 協議の場の運営に要する経費のうち、会場の設営に要する経費については、国側が設営する会議室を使用する場合には国側が負担し、地方側が設営する会議室を使用する場合には地方側が負担する。
- 2 協議の場の運営に要する経費のうち、旅費については、国側出席者については国側において、地方側出席者については地方側においてそれぞれ負担する。なお、臨時の議員についても同様とする。
- 3 協議の場の運営に要する経費のうち、提出資料に要する経費については、国側提出資料については国側において、地方側提出資料については地方側においてそれぞれ負担する。
- 4 協議の場の運営に要する経費のうち、法第 6 条第 1 項の規定に基づき関係行政機関の長並びに関係地方公共団体の長及び議会の議長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求める場合及び同条第 2 項の規定に基づき協議の対象となる事項に関し識見を有する者に対し、必要な協力を依頼する場合に要する経費については、国側及び地方側が折半する。
- 5 協議の場の運営に要する経費のうち、法第 7 条第 1 項の規定に基づき国会へ提出する報告書の作成に要する経費及び議事録の作成に要する経費については、国側及び地方側が折半する。
- 6 協議の場の運営に要する経費のうち、上記 1～5 に定めるもの以外については、議長が協議の場に諮って定めることとする。また、上記 1～5 に定めるものについて不明な点が生じた場合についても同様とする。